

家畜共済



加入できるのは 牛、馬又は豚につき、養畜の業務を営む人が加入できます。

加入対象となるのは

牛	乳用成牛	乳牛の雌で出生後6か月以上
	乳用子牛等	授精又は受精卵移植の後240日以上乳牛の胎児及び出生後5か月までの子牛
	肥育用成牛	乳牛の雌等・種雄牛以外で肥育を目的として出生後6か月以上
	肥育用子牛	肥育用牛で出生後5か月までの子牛
	その他の肉用成牛	乳牛の雌等・種雄牛・肥育牛以外で出生後6か月以上
	その他の肉用子牛等	授精又は受精卵移植の後240日以上肉牛の胎児及びその他の肉用牛で出生後5か月までの子牛
	乳用種種雄牛	乳用種に属する種雄牛で、種畜証明書の交付を受けているもの
	肉用種種雄牛	肉用種に属する種雄牛で、種畜証明書の交付を受けているもの
馬	一般馬	明け2歳以上（出生の翌年から）
	種雄馬	品種にかかわらずすべての種雄馬で、種畜証明書の交付を受けているもの
豚	種豚	出生後6か月以上の繁殖用の豚
	肉豚	出生後20日以上種豚以外の豚

※乳牛の雌等とは、乳用成牛と乳用子牛等をいいます。

※原則、補償期間が1年の場合、引受する胎子の頭数は、乳用成牛及びその他の肉用成牛が生後12か月に達した時より胎児1頭となります。また、経産牛では分娩予定の2か月前から胎児2頭、それ以外は胎児1頭となります。

対象となる事故は

死亡（と殺による死亡は除かれます）、廃用、病気やケガ（牛の胎児、肉豚を除く）盗難などが対象となります。

加入できる方式は

- 「包括加入」と「個別加入」の2種類があります。

加入方式	対象家畜	内容
包括共済	牛・馬・豚 (種雄牛及び種雄馬を除く)	対象家畜の種類ごとに、飼養している全頭を加入しなければなりません。 子牛・胎児も併せて加入することができます。
個別共済	種雄牛及び種雄馬	家畜1頭ごとに加入できます。

- (注) 1 肉豚については、飼養区分(離乳又は導入の目を同一とする群)ごとに引き受ける群単位引受方式と、年間一括で引き受ける農家単位引受方式(「特定包括共済」といいます。)があります。
- 2 特定包括共済については、一定の加入資格要件を満たす農家が加入できます。
- 3 肉豚以外の包括共済及び特定包括共済(肉豚)の場合、共済責任開始後、新しく導入された家畜又は加入資格月(日)齢に達した家畜は、家畜共済に加入することになります。

- 事故除外方式

対象となる事故を限定した引受方式となります。ただし、飼養頭数等の加入要件があります。

補償される期間(共済掛金期間)は

原則として掛金を納入した日の翌日から1年間となりますが、加入の始期を統一している組合では、特定の日から補償が開始します。また、途中で家畜を導入し追加増額する場合や新しく加入する場合、補償期間は1年未満となり、共済掛金は月割で計算されます。

- (注) 1 肉豚の群単位引受方式の補償期間は、出生後第20日(離乳後)の日から出生後第8月の月の末日までとなります。例：1月15日生れの豚は、2月3日から8月31日までです。
- 2 家畜を導入するときの責任開始は、自己の飼養場所で運搬車両から完全に降ろした時となります。また、家畜を譲渡するときの責任終了は、自己の飼養場所から運搬車両に乗せた時となります。

共済金額(契約補償額)は

共済金額は、家畜の価額に最低割合(2割、肉豚は5割)を乗じた額と最高割合の8割を乗じた額の範囲内で、農家が申し出た金額により設定します。

※家畜の価額は、飼養目的、品種、性別、月齢により岩手県内統一の評価額となります。

(35ページ参照)

※乳牛・肉牛の胎児価額は、近隣の家畜市場の平均取引価格から初生牛価額を算出しています。

※乳牛胎児と肉牛胎児の両方に加入している場合は、乳牛胎児が乳牛の雌以外のときは、生まれた月の翌々月には、肉用子牛に目的変更されます。

(設例)

家畜の価額

個々の家畜の価額の合計額 90万円

乳牛



A 20万円



B 30万円



C 40万円

90万円の20%

18万円



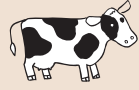
90万円の80%

72万円

この範囲内で加入者が共済金額を選択します。

(異動例)

◎乳牛3頭が包括共済に加入しました。




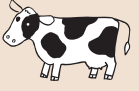
	A	20万円
	B	30万円
	C	40万円

家畜価額 90万円
共済金額 45万円

付保割合 45/90=50%

◎途中で30万円の乳牛の雌Dを導入しました


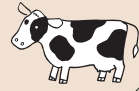


補償は自動的にDに及びますが、付保割合は低下します。

	A	20万円
	B	30万円
	C	40万円
	D	30万円

家畜価額 120万円
共済金額 45万円

付保割合 45/120=37.5%



掛金を追加払いして直前の付保割合まで契約金額を増額することができます。

	A	20万円
	B	30万円
	C	40万円
	D	30万円

家畜価額 120万円
共済金額 60万円

付保割合 60/120=50%

◎途中で30万円の乳牛の雌Bを譲渡しました

	A	20万円
	C	40万円

共済価額 60万円
共済金額 45万円

付保割合 45/60=75%

(注) 付保割合とは、「共済金額/家畜の価額」の割合をいいます。追加増額をしないまま付保割合が低下すると、事故発生時に支払われる共済金も少なくなります。

掛金は

$$\text{掛金} = \text{共済金額} \times \text{掛金率}$$

(例えば) 乳牛の雌3頭が加入、掛金率15.5%の場合

A (20万円) + B (30万円) + C (40万円) = 家畜の価額合計90万円
共済金額45万円 (付保割合50%) で加入

$$\text{共済掛金} = 45\text{万円} \times 15.5\% = 69,750\text{円}$$

※掛金の半額は国が負担いたします。(豚の場合は4割を負担します)

$$\text{農家負担掛金} = 69,750\text{円} \times 0.5 = 34,875\text{円}$$

※農家負担掛金に賦課金を加えた額を組合に納入していただくことになります。

(注) 共済掛金率は、過去の被害実績(死亡・廃用受取共済金÷共済金額)により、3年ごとに改定されます。また、家畜の種類によっては、農家の過去の被害率に応じた掛金率を設定しております。



共済金の支払い

● 死亡・廃用事故の場合

$$\text{共済金の支払額} = (\text{事故家畜の価額} - \text{肉皮残存物価額等}) \times \frac{\text{共済金額}}{\text{家畜の価額}} (\text{付保割合})$$

- (注) 1 死亡・廃用事故の共済金に支払限度額が設けられています。
適用される農家は、農林水産省が定める基準率以上の被害率となった農家です。
ただし、火災・自然災害・伝染病の事故については除かれます。
- 2 ヨーネ病、伝染性海綿状脳症（BSE）等、家畜伝染病予防法の規定により殺処分され、国から手当金が交付された場合には、その額を控除し共済金を計算します。
- 3 組合員が主体となって構成する相互扶助組織から支払われる手当金（見舞金等）については、家畜伝染病予防法の手当金と同じ計算方法を行います。
- 4 肉皮残存物価額等、手当金が事故家畜の価額以上の場合は共済金支払対象外となります。

(例えば)

前例で乳牛3頭が加入の場合

$$A (20\text{万円}) + B (30\text{万円}) + C (40\text{万円}) = \text{家畜の価額合計} 90\text{万円}$$
$$(\text{共済金額} 45\text{万円} \div \text{家畜価額} 90\text{万円} = 50\% (\text{付保割合}))$$

Bの家畜が死期切迫で廃用となり、肉皮残存物価額が10万円の場合

$$\text{支払共済金} = (30\text{万円} - 10\text{万円}) \times 50\% = 10\text{万円}$$

● 病傷事故の場合

病気やケガで獣医師が治療した経費を加入者に代わってお支払いいたします。

治療費が国の定める病傷給付限度額の範囲であれば何回受診しても無料となりますが、限度額を超えた場合や、病傷給付対象外の処置や薬品の診療費は、加入者の負担となります。また、初診料も加入者負担です。

異動記録と組合への報告

異動があったときは、異動記録簿へ記録すると同時に組合へ報告してください。

また、牛については牛個体識別情報センターへの届出も必ず行ってください。

- 家畜を売買したとき
- 加入月齢に達したとき
- 子牛が生まれたとき

異動の連絡がないと共済金の支払いで不利益となることがあります。なお、異動通知や異動記録簿への記録が不十分で、共済金に過払いが生じた場合には、過払い分について返還していただくことになります。

支払い対象とならない場合、共済金が削減される場合

- ①加入前に病気になっていた場合や、死亡・廃用事故の原因が加入前であることが明らかなきとき。
- ②加入してから2週間以内の事故のとき（加入後に事故が発生しその原因が加入後であることが明らかなき場合は除きます）。
- ③継続加入前から発生していた病気・傷害によって継続加入後に死廃事故が生じた場合で、継続加入時に共済金額を増額したとき（この死廃事故において共済金額の増加分は無効となります）。
- ④事故除外方式（事故限定の加入方式）で加入していた農家が継続加入をする際に支払対象となる共済事故を拡大した場合、拡大した共済事故について継続時にすでに病気・傷害を受けていたとき。
- ⑤死亡・廃用事故の共済金に支払限度額が設けられ、その限度額に達した場合及び事故除外方式（事故限定の加入方式）の1号、2号、6号に加入した場合に、火災・自然災害・伝染病により死亡・廃用事故となったことを証明できないとき。
- ⑥牛疫、口蹄疫（蔓延防止のため地域及び家畜が指定され、殺処分された場合を含む）、豚コレラ、アフリカ豚コレラの患畜・疑似患畜の死亡・廃用事故において、家畜の評価額の全額が、国から手当金、特別手当金又は補償金として交付され、共済事故の対象から除かれたとき。
- ⑦掛金の分割納入において、猶予期間を過ぎてから掛金を支払ったとき（分割納入掛金の納入期限日の翌日から払い込まれた日までに生じた共済事故は支払対象外です）。
- ⑧異動通知を組合に行わなかったり、事実と違った通知をしたとき。
- ⑨組合に事故発生の通知及び廃用申請をしなかったとき。
- ⑩胎児の共済事故の場合、胎児の全身発毛が確認できないとき（妊娠している母牛の行方不明及び出生が不明な子牛などの場合も含まれます）。
- ⑪病傷事故の診断書を組合に遅延して提出したとき。
- ⑫病気・傷害で診療中の家畜を売却したことや、死亡したことを担当の獣医師に報告しなかったとき。
- ⑬組合の家畜診療所獣医師や職員及び組合の指定獣医師から損害を防止するために指導された事項を守らなかったとき。



家畜の価額は

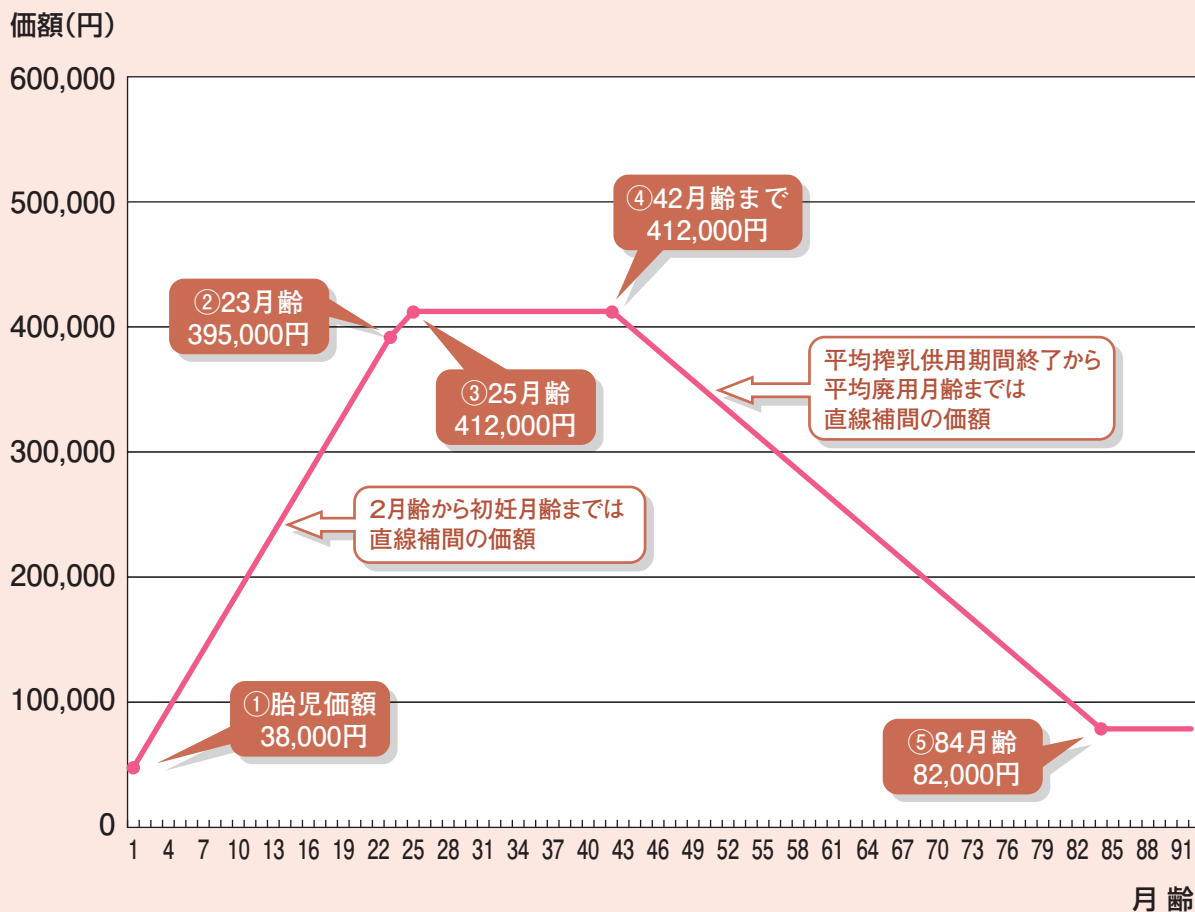
共済目的に応じ、県内各市場の取引データや食肉市場の出荷月齢等のデータから、月齢ごとに価額を算定し、岩手県内統一の価額を設定しております。

月齢ごとの価額は、市場から得られる月齢の平均取引価格を直線で結ぶことによって、得られない月齢の価額を推計する直線補間の方法を用います。

具体的に、平成25年度の乳牛の雌を例に示します。

例)

平成25年度 乳牛の雌 評価基準



※乳用牛、肥育牛、他肉牛については月齢ですが、種豚、馬、個別共済については年齢を考慮した評価基準となっております。